

安城市災害支援制度一覧表

(令和6年4月1日時点)

住家が自然災害等による被害を被り、市の災害支援制度を受けられる場合、原則、下記の申請窓口において罹災証明書の発行が必要となります。詳しくは、下記の「各種支援制度」を確認いただき、対象と思われる担当部署に問い合わせの上、必要とされる際は申請窓口にて発行手続きをお願いします。

1. 各種罹災証明書の申請窓口 ※災害理由により、申請窓口が異なります

- (1) 自然災害による申請窓口・・・安城市役所の資産税課（71-2215）にお問い合わせください。
- (2) 火災による申請窓口・・・安城消防署予防係（75-2458）にお問い合わせください。

2. 各種支援制度について

※被害の程度により、対象にならない場合があります。詳しくは各担当部署までお問い合わせください。

安城市

項目	支援内容	支援理由	担当部署
固定資産税・都市計画税の減免	被害の状況に応じて市長が定める額を免除	震災・風水害・火災等 (床下浸水対象外)	資産税課 (Tel71-2215)
市県民税の減免			市民税課 (Tel71-2214)
森林環境税の免除	被害の状況に応じて全額又は一部を免除	震災・風水害・火災等	アンフォーレ課 (Tel76-6111)
図書館資料	図書館資料損害賠償の免除	震災・風水害・火災等	社会福祉課 (Tel71-2224)
災害見舞金の支給	死亡 10万円 負傷 1万5千円～3万円 住居等の被害 1万円～10万円 住居の床上浸水 1万円～2万円		
災害弔慰金の支給	生計維持者の死亡 500万円 その他の者の死亡 250万円		
災害障害見舞金の支給	災害による負傷等で重度の障害が残った場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円		
災害援護資金の貸付け	災害により世帯主が負傷した場合や住居・家財に損害を受けた場合 最高 350万円	震災・風水害等	
被災者生活再建支援金の支給	住宅に全壊等の被害を受けた場合 最高 300万円		
特別障害者手当等の災害特例	所得制限を一定期間は適用外とする	震災・風水害・火災等	障害福祉課 (Tel71-2225)
特別児童扶養手当の災害特例	手当の支給停止者への全額支給		
心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	掛金の3割を免除		
介護保険料の減免	損害の程度により8分の1から全額を免除（所得要件あり）	震災・風水害・火災等により住宅、家財等に損害を受けた方（保険金等により補填される金額は除く）	高齢福祉課 (Tel71-2226)

項 目	支 援 内 容	支 援 理 由	担 当 部 署
介護保険利用者負担額の減免	損害の程度により介護サービス利用の本人負担額を100分の5とし、又は全額免除とする。(所得要件あり)	震災・風水害・火災等により住宅、家財等に損害を受けた方(保険金等により補填される金額は除く)	高齢福祉課 (Tel71-2226)
児童扶養手当の災害特例	手当の支給停止者への全額支給	震災・風水害・火災等	子育て支援課 (Tel71-2229)
児童クラブ育成料の減免	全額又は一部を免除		子育て支援課 (Tel72-2319)
国民健康保険税の減免	損害の程度により8分の1から全額を免除(所得要件あり)	震災・風水害・火災等(保険金等により補填される金額は除く)	国保年金課 (Tel71-2230)
国民健康保険一部負担金の減免等		震災・風水害・火災等	
国民年金保険料の減免	国民年金保険料の免除	震災・風水害・火災等(保険金等により補填される金額は除く)	国保年金課(Tel71-2231) (詳細は年金事務所へ)
後期高齢者医療保険料の減免	害の程度により月割保険料の2分の1又は全額を免除	震災・風水害・火災等	国保年金課 (Tel71-2232)
後期高齢者医療一部負担金の減免等	全額又は一部を免除		
保育料の減免	全額又は一部を免除		保育課(Tel71-2228)
ごみ処理の相談	手数料の免除について(要相談)	震災・風水害・火災等	ごみ資源循環課 (Tel76-3053)
市営住宅目的外使用	避難用に一時的応急施設としての市営住宅の使用(使用許可期間あり、無料)	自然災害・住宅火災により住宅に住居できない場合	建築課 (Tel71-2240)
下水道使用料の減免	基本使用料を除いた従量使用料の一部(最大10m ³)を免除	床上浸水	下水道課(Tel71-2247)
水道料金の減免	基本料金を除いた水量料金の一部(最大10m ³)を免除		水道業務課(Tel71-2249)

安城市以外

項 目	支 援 内 容	支 援 理 由	担 当 部 署
災害見舞品の配布	緊急セット(歯ブラシ・タオル・ラジオなど)・毛布など(日本赤十字社から援助)、布団(安城善意銀行から援助) ※り災証明書不要	震災・風水害・火災等	社会福祉協議会 (Tel77-2941)
所得税の減免 雑損控除	被害の状況に応じて免除(所得要件あり)		刈谷税務署 (Tel21-6211)
経済環境適応資金 災害対応資金 (愛知県融資制度)	中小企業者の事業資金の融資	震災・風水害等	愛知県中小企業金融課 (Tel052-954-6333) (申込先は愛知県融資制度 取扱金融機関)